



一般廃棄物収集運搬業許可証

住所又は所在地 島根県松江市八幡町 8 8 2 番地 2

氏名又は名称 アースサポート 株式会社  
代表取締役 尾崎 俊也

令和 5 年 3 月 6 日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業について、次のとおり許可します。

令和 5 年 3 月 3 0 日

米子市長 伊 木 隆 司



複写無効

- 許可番号 第 5 1 号
- 許可する期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
- 営業の種類 塵芥収集運搬
- 営業する区域 米子市内
- 車両の種別及び台数  
裏面記載のとおり
- 廃棄物の処分地及び処分方法
  - 処分地  
米子市クリーンセンター、鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ  
(有) 大成商事、(株) 丸福：木くず  
(有) 山陰クリエート：木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類  
(有) 海老田金属：木くず、廃プラスチック類、コンクリートくず、がれき類  
(有) 山陰エコシステム：食品残渣
  - 処分方法  
処分地の管理者の指示により処分すること
- 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）  
設置場所：米子市旗ヶ崎二丁目 5 5 番 1  
保管面積：4 m<sup>2</sup> 保管能力：4 m<sup>3</sup> 積上げの高さ：1 m  
一般廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず
- 許可の条件 裏面記載のとおり

## 一般廃棄物収集運搬業許可条件

- 1 営業は自ら行うものとし、その全部、または一部を第三者に請負わせ、または委託してはならない。
- 2 収集運搬車には、車体の両側に業者名並びに許可の種別及び許可番号を表示すること。
- 3 営業にあたっては、関係法令、条例等に違反する行為を行ってはならない。また、走行中は積載物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないよう充分注意するとともに、必要な措置をとること。
- 4 営業として行った収集運搬量を米子市に報告すること。
- 5 許可証の取扱いについて、次のことを守ること。
  - (1) この許可証を他人に貸与、または譲渡しないこと。
  - (2) 廃業その他で、この許可証が不要となったときは、ただちに返納すること。
  - (3) 車両、住所等許可証の記載事項に変更が生じたとき、また許可証をき損、汚損、及び紛失したときは、ただちに届出すること。
- 6 そのほか市長の指示する事項に従うこと。

複写無効

### 許 可 車 両

車両登録番号	車 種	収集運搬許可物	備考
島根 800 さ 8335	2 t 塵芥車	一般廃棄物（可燃ごみ及び不燃ごみ）	
島根 800 さ 4121	1.9 t 塵芥車	一般廃棄物（可燃ごみ及び不燃ごみ）	
島根 800 さ 8360	2 t 塵芥車	一般廃棄物（可燃ごみ及び不燃ごみ）	
島根 100 さ 8655	3.85t 脱着装置付コンテナ専用車	一般廃棄物（可燃ごみ及び不燃ごみ）	
島根 400 せ 1238	2t 脱着装置付コンテナ専用車	一般廃棄物（可燃ごみ及び不燃ごみ）	

### 異議申立て・取消し訴訟について（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、米子市に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 また、この処分に不服がある場合は、前項の審査請求を経ることなく、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、米子市（代表者は米子市長）を被告として、裁判所に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過しているときは、この処分の取消しの訴えの提起をすることはできません。